

会 議 録

1 会 議 の 名 称	教育福祉常任委員会
2 日 時	平成28年12月8日 (木) 午前 9時30分 開会 午前 11時24分 閉会
3 場 所	第2委員会室
4 出 席 者 (7 人)	舘 大樹 土山由美子 川添 康大 田中志摩子 八島 満雄 萩原 鉄也 小山 博正
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員 (0 人)	
7 傍 聴 者	0人
8 事 務 局	次長 主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第12号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働
の改善について、国への意見書提出を求める陳情
結 果 採 択

午前9時30分 開会

○委員長【館大樹議員】 ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は、配付してあります次第により進行いたします。

「陳情第12号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善について、国への意見書提出を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【八島満雄議員】 それでは、「陳情第12号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善について、国への意見書提出を求める陳情」につきまして意見を述べます。

この陳情趣旨は、医師、看護師、医療技術者、介護職などの夜勤交代制労働における改善をすること、1日8時間以内、勤務間隔の適正配慮、夜勤回数の規制、夜勤労働の短縮、介護職員の1人夜勤の早期解決、また、これらの方々の増員を図り、勤務環境や労働時間短縮の改善、はたまた患者、利用者の負担軽減を図ることが挙げられています。経営事業者の費用軽減での病床の削減の規制と地域医療としての病床機能を確保しなければならないとあります。

この陳情内容においては、現在までの医療現場での課題も多く含み、従来からの国の施策や当事者間の努力で改善は少し見られてきたと思います。しかしながら、深刻な介護・看護師不足は叫ばれながらも、いまだに医療現場に大きな課題を残していることは事実であります。患者の病状の変化、認知症の患者の増大、重症患者の増加の介護で看護師の業務への負担増となっていることは喫緊の課題となっています。

医療現場の職務内容が複雑、多忙化していることや、多岐にわたる患者の様相、カルテの整理、注射や点滴まで行う実際、また、薬剤の進展、看護師の夜勤交代勤務、管理書類の複雑化などは、結婚、出産経験で潜在有資格者の離職看護師が簡単に復職できない職場環境が進んでいることなど要因が大きいと思います。

しかし、潜在有資格者が全国で50万人、看護師不足が4万人と言われております。有資格者が復職や就職できる研修や技能習得の職場環境が早急な解決策であることは明白であります。一概に全国の働く職場が一斉に条件を満たすことができる日本の経済状況でないことは認めなければならないと思います。

国は、2006年に診療報酬改定での導入で、看護師が見る人数を10人から

7人へと基準を変更しました。この基準に見合った病院には高い診療報酬が支払われる決まりがありますが、できる事業所とできない事業所に差があり、病院経営上の課題を残したまま、ますます看護師不足に拍車がかかっていることも事実であります。

国が日本の医療現場を十二分に把握して、働く魅力ある職場をつくる施策を打たない限り、埋もれたところの事業所での安全安心の医療、介護の実現には課題のみが残ると思われま

す。徐々にはありますが、厚生労働省の医療改善策は、介護・看護師の人員や診療報酬の規制や労働時間の短縮と適正化、夜勤交代の緩和、勤務時間の適正などは浸透してはいると思います。しかしながら、この職場は人命を預かる緊張したストレスの多い重要な時間の規制を受ける職場でもあります。ぜひ医療勤務改善、具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画、患者、利用者の負担軽減等を含んだ安倍内閣の働き方改革に見合った改善がなされることを願って、陳情第12号に賛成意見といたします。

以上です。

○委員【萩原鉄也議員】 それでは、陳情第12号について私の意見を述べさせていただきます。

陳情趣旨にも述べられているように、過酷な職場環境から、看護師をやめたいと考える人が後を絶たず、そして現実にやめていっております。データでは、毎年5万人もの看護師が生まれるにもかかわらず、看護師不足は深刻になるばかりです。団塊の世代が後期高齢者となる2025年、3人に1人が65歳以上の超高齢化社会となります。医療、介護、福祉サービスの需要が高まることで、社会保障財政の危機が心配されています。看護師不足も加速し、2025年の不足看護師は25万人以上であるとも言われています。看護師1人にかかる負担は増すばかりで、やめる看護師もさらにふえ、そのしわ寄せは患者に回っていくこととなります。

国は、ふえ続ける医療費の抑制を狙い、2006年に7対1病床を新設しましたが、診療報酬の増収を考える病院が実質看護師を奪い合い、結果、看護師不足に拍車がかかりました。基準に対応するために頭数だけそろえればよいといった病院も存在して、看護の質にも影響する状態となっているという話も聞きます。看護師が不足する一方で、看護や介護が必要な患者はふえる状態では、十分な看護をすることも逆に受けることも難しい現状となります。

また、2016年度、夜勤実態調査結果では、看護師確保法、基本指針に抵触する月9日以上、夜勤日数、2交代病棟では、心身に影響を与える有害性が非常に強い16時間以上の長時間夜勤が5割を超える職場で行われていることなどの職場環境の悪化が報告されています。離職する看護師がふえる結果として、医療事故のリスクを高めたり、医療を受けることのできない医療難民が大量に出る可能性も考えられます。

さらに、看護師の多くが、人間関係が理由で職場を離れることがあると聞きま

す。看護師をやめさせないようにするためには、やめたい本当の理由を知ること
も重要であると思います。労働時間や仕事の内容だけでなく、妊娠、出産、育児、
体調不安など、子育てや体調不安を抱えている場合、あるいは人間関係で問題が
ある場合は、まずそれを解決することが重要であり、ワークライフバランスを考
え、家庭と仕事の両立、健康面でのサポートなど、安心安全に仕事ができる環
境をつくる必要があります。

また、治療方法の特殊化、高度化により看護師の専門性が増し、キャリアア
ップについても職場で考えていかなければならない時代となっています。離職を希
望する理由の一つ一つをクリアして、意欲的に働きたいと思う職場環境をつくる
ことが大切です。最近では規模の大小にかかわらず、多くの医療機関が24時間稼
働の託児所の開設、寮の併設、実務経験を100%勘案した基本給など、働きや
すい環境づくりをしています。政府も、働き方改革で長時間労働是正などを掲げ
ています。個々の職場の努力も必要であると考えますが、看護師の離職率の高さ
は労働環境にあり、その改善が必要であることは間違いありません。

以上の理由により、本陳情は採択するべきと考えます。

○委員【田中志摩子議員】 それでは、陳情第12号についての私の意見を述
べさせていただきます。

看護師などの医療従事者の勤務環境の厳しさに、皆様のご負担、ご苦労は理解
するところでございますが、厚生労働省が平成22年11月に、「看護師等の
『雇用の質』の向上に関する省内プロジェクトチーム」を設置し検討を行い、平
成23年度において、労働時間等の改善、看護業務の効率化、多様な働き方が可
能な環境の整備の観点から、医療機関と行政に対しての取り組みとして、現場の
実情に応じた労働時間等の設定改善策を検討し、推進するよう指針を出し、医療
機関には労働時間、休日数、年次有給休暇に関する事項や、労働者の健康と生活
に配慮するとともに、多様な働き方に対応すべく、交代制の運用面の工夫、所定
時間外労働の削減等の取り組みにより、複数を主として月8回以内の夜勤体制を
基本としつつ、十分な勤務間隔の確保を求め、より負担の少ない交代制に向けた
取り組みを、また、行政には医療現場の労使の主体的な取り組みを推進する観点
から、労働基準法令の遵守等に関する研修会の開催及び労働時間設定改善コン
サルタントによる支援等を実施するよう明確化されるなどの法整備が行われてお
ります。

また、看護師の増員策としては、看護師等学校養成所の運営費補助を行い、看
護師等の養成を促進したり、再就業を支援するための研修を実施してまいりまし
た。それを踏まえて、平成24年には、医師、看護師等の医療スタッフの離職防
止や医療安全の確保等を図るための勤務環境改善マネジメントシステムを創設、
さらに平成26年度の厚生労働省概算要求として、各都道府県ごとに医療勤務環
境改善支援センターを設置する支援体制が構築されるなど、年々改善に向けての
支援は強化されております。

また、昨年成立した地域医療介護総合確保推進法に伴う医療法の改定により、

各病院は、地域包括ケアシステムの中で担う医療機能の具体的な方向性を決定し、行政や在宅医療、介護事業者、地域住民に示さなくてはならず、今後、医療機能は高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つに分けられ、各病院の報告をもとに、地域医療構想を策定するとし、今後、地域包括ケアシステムに重点を置いた地域医療構想は、地域でバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための目標となり、18年度からの第7期医療計画に盛り込まれることとしています。そして、地域医療介護総合確保推進法では、今後の消費税増税分を財源として、これを地域医療構想実現に向けた医療機関の施設、設備の整備や医療・介護従事者の確保、養成に充てるとしています。こうした国の動向を注視してまいりたいと考え、本陳情は不採択とさせていただきます。

○委員【川添康大議員】 それでは、日本共産党伊勢原市会議員団を代表いたしまして、陳情第12号について、採択すべきとの立場から意見を述べさせていただきます。

本陳情は、看護師などの夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間以内とすることや、労働時間の上限規制、勤務間隔のインターバル確保、夜勤回数を制限するなどの労働環境改善を求めるものです。国際労働機関（ILO）は、看護職員勧告において、1日の労働時間を8時間以内、勤務と勤務の間には少なくとも連続12時間以上の休息期間を設けるということを勧告しています。日本政府は、この勧告を実施するためにも最大限努力する必要があると思います。

長時間夜勤については、心身に与える有害性が科学的にも明らかになり、健康リスクとしても、長期的に見れば発がん性のリスクが指摘されています。安全性の点でも、夜勤帯の作業は酒気帯び運転以上のリスクがあるとされており。

しかし、医療・介護の現場では、命と健康を守るために、夜勤交代制勤務は避けられない職場でもあります。患者、利用者の安全を守るためにも、看護要員の健康を守るためにも実効性のある規制が必要です。

日本医労連が2013年に行った看護職員のアンケートでも、慢性疲労、やめたいと思うが7割以上という実態や、医療提供についても、十分な看護ができないが5割以上、ニアミスの経験があるが8割を超えているなど、医療従事者の過酷な労働環境、人員不足による問題が明らかとなっています。やりがいを持って仕事についても、日々の業務に追われ、患者、利用者寄り添い、十分看護ができないことにより自己嫌悪に陥る、そして、やめていくという看護師も少なくありません。また、勤務時間前後での時間外労働も常態化しており、勤務間隔のインターバルはさらに短いのが現実です。看護師の数は徐々にふえているものの、夜勤回数を少なくするまでには至っておりません。国はさらに実効性のある計画を具体的に進めていく必要があると考えます。

これらは一事業者、病院、施設の努力で改善できるものではなく、国として具体的な勤務改善の改善を図るために、看護師などの増員計画や医療従事者の確保対策、労働規制などを行っていくこと、そして、国は国民にとって不要な大型開発事業よりも、国民の暮らしや命を守ることにこそ予算を使うべきと考えます。

以上の理由から、本陳情に賛成の意見とします。

○委員【小山博正議員】 それでは、「陳情第12号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善について、国への意見書提出を求める陳情」について意見を述べさせていただきます。

厚生労働省は、人口の減少、若い世代の職業意識の変化、医療ニーズの多様化に加え、医師等の偏在などを背景として医療機関における医療従事者の確保が困難な中、質の高い医療提供体制を構築するためには、勤務環境の改善を通じ、医療従事者が健康で安心して働くことができる環境整備を促進することが重要であるという認識のもと、医療分野の雇用の質向上の取り組みを進めています。

また、医療勤務環境の改善に向けた各医療機関の取り組みを支援するように都道府県に求めると同時に、都道府県ごとに勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するための医療勤務環境改善支援センターを順次設置し、専門的、総合的な支援も行うなど、医療勤務環境の改善のための取り組みを促進しています。

こうした中、平成26年10月には医療機関の勤務環境改善に関する改正医療法の規定が施行され、各医療機関が勤務環境改善に取り組む仕組みである勤務環境改善マネジメントシステムが導入されました。

本陳情は、医師、看護師、医療技術者、介護士などの夜勤交代制労働における労働環境の改善並びに医療提供体制の拡充を国に求める内容であり、その必要性は私も理解するところでありますが、さきに述べましたように、国や県においては、医療勤務環境の改善や医療提供体制の拡充に向けての取り組みが現在進められているため、国への意見書の提出は必要ないと考えます。

こうした理由から、「陳情第12号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善について、国への意見書提出を求める陳情」については不採択とすべきと考えます。

以上です。

○委員【土山由美子議員】 「陳情第12号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善について、国への意見書提出を求める陳情」について意見を述べます。

超高齢化に突き進む日本社会においては、特に団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、医療と介護の連携による切れ目のないケア体制の充実が求められています。

厚生労働省は、医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため、医療分野の雇用の質の向上のための取り組みを促進してきたとのことです。また、医療勤務環境改善に関する改正医療法の制定（2014年）では、各医療機関に対して取り組みを支援するよう都道府県に対して求めているとのことです。

しかし、さまざまな調査から、勤務環境を改善しなければ、患者自身に重大な影響が及ぶ危険性が高い中での勤務実態が明らかになっています。陳情提出については、平成22年度から27年度まで毎年提出を継続していることを伊勢原市

議会会議録で確認いたしました。これは、医療スタッフの勤務環境改善が現場では一向に進まない実態であることと理解し、また、懸念いたします。

特に、2交代制勤務においては夜勤が長時間傾向となっているとの調査結果であり、心身の健康の確保に課題となっています。長時間傾向の夜勤体制は、人員配置の改善も含め、介護職においても大きな課題です。医療スタッフの勤務環境の改善のためには、増員計画や確保策を講じていく必要があります。労務管理やワークライフバランスの観点を視野に入れ、多様な働き方の導入などを初めとした抜本的な勤務環境の改善が求められます。医療・介護のケア体制を整えるためにも、実効性のある勤務環境改善が迅速に実現されることは必要性の高いことです。陳情に賛成いたします。

○委員長【館大樹議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【館大樹議員】 挙手多数。よって、本件は採択することに決定いたしました。

議 題 陳情第13号 介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現について国への意見書提出を求める陳情

結 果 採 択

○委員長【館大樹議員】 次に「陳情第13号、介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現について国への意見書提出を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【川添康大議員】 それでは、陳情第13号について賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本陳情は、超高齢化を迎える中、地域医療、介護、福祉の充実のために欠かすことのできない介護従事者の人材確保、離職防止のために勤務環境や処遇改善を求めるものです。全労連のアンケート調査でも、全産業の賃金より約9万円も低い上に、人員が少なく、業務が過密である低賃金、過重労働の実態が依然として改善されていないことが明らかとなっています。

平成27年度からは、介護職員の処遇改善加算が強化されたものの、加算の要件を満たす事務所は限られており、同時に特養ホームや小規模事業所などで基本報酬が4.48%も引き下げが行われたことによって、介護事業者の倒産が過去最高となるなど、事業所の運営にも深刻な影響が出ています。

本議会でも、先日審議された議案の中でも述べましたが、国は、利用者のニーズやサービスの質の向上のための制度改革ではなく、費用の抑制のための制度改革を進めております。現場では、質の確保をするための努力がなされていますが、国の制度改革は人員基準の規制緩和や、さらなる介護報酬の引き下げも視野に入れたものとなっています。介護職員については、もはや無資格でも可能となり、サービスの質の低下がますます懸念されます。

また、介護従事者が、働きがいがあると仕事を選びながらも、3年未満で7割以上が離職せざるを得なくなっている一方で、家族などを介護するために、若年層も含め年間10万人が仕事をやめている実態があります。これは、社会にとっても大きな損失であり、国がしっかりと支える方向に介護制度を切りかえるべきであると考えます。国の責任で処遇改善のために、介護報酬の引き上げ、人員基準の引き上げなどを行うことは喫緊の課題であると考えます。

以上の理由から、本陳情は採択すべきと考えます。

○委員【田中志摩子議員】 「陳情第13号、介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現について国への意見書提出を求める陳情」について、不採択の立場から私の意見を述べさせていただきます。

現在、超高齢化社会が進展する中で、介護に従事される方々の負担、ご苦労は理解しているところでございます。昨年4月の診療報酬改定では、病床機能再編と在宅医療を充実する方向となり、今後は、さらに介護ニーズが増大、質の高い

介護サービスの確保が必要となることが予想されます。これを踏まえ、現場で働く介護職員の方の処遇改善を図るために、介護職員処遇改善加算が拡充され、介護職員1人月額1万2000円が必要な要件を満たせば加算できることになりました。しかしながら、陳情者の言われるとおり、介護現場では人材不足により、年次有給休暇はもとより、公休すら計画どおりに取得できない実態があることは否めません。

社会保障費は2012年度で約109兆円に上り、介護保険制度が始まった2000年度から30兆円もふえ、これが2025年には約149兆円にまで増大すると厚生労働省は予測しています。その要因として、認知症、がんなどの病気にかかりやすく、要介護状態になる可能性の高い75歳以上の後期高齢者に団塊の世代が移行することによる医療費の増大が加わるためとしています。こうした社会背景のもと、2025年をピークとした超高齢化社会の現実を前に、労働力人口の減少は社会全体を圧迫している状況であり、特に医療現場で働く方のご苦労は大変なものと同様に推察されます。

そんな中、国としては、離職した介護職員の再就職支援の貸付制度を設けたり、介護職員をめざす学生などへの修学資金貸付制度の拡充、また、今後はワークライフバランスを推進し、子育てや介護などを両立しながら働ける働き方改革を行ったり、重労働の介護の現場に介護ロボットの導入を積極的に進めることで介護基盤の充実強化を推進していくなど対策をしているところです。

そして、地域医療介護総合確保推進法では、今後の消費税増税分を財源として、これを地域医療構想実現に向けた医療機関の施設、設備の整備や医療・介護従事者の確保、養成に充てるとしています。今後も、こうした国の動向を注視していきたいと思っておりますので、本陳情に不採択とさせていただきます。

○委員【八島満雄議員】 「陳情第13号、介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現について国への意見書提出を求める陳情」につきまして意見を述べさせていただきます。

介護従事者の勤務環境や処遇改善がいまだに十分でないことは、マスコミや報道で知ることでもありますが、このままのスピードで改善がなされなければ、厚生労働省の介護人材需給推計では、2025年には団塊の世代が75歳を迎えるころは、介護従事者の人員が75.5万人不足とされています。これは、地域での介護施設の運営に大きな影響を与え、要介護者一人一人の介護が行き届かなくなることであります。

在宅の要介護者の増加で、現役世代の支援家族の困窮は目に見えて想像できます。現役世代の誰かが在宅介護従事者になることは家族の収入が減ることでもあり、家族の生活の切り詰めは、教育や子ども世代への諸経費の圧迫となり、社会問題化することが予想できます。

このまま遅々として改善が進まなければ、施設介護においても、介護従事者の約8割は業務が過密とあり、低賃金、過重労働の実態のそしりは免れません。この状況は、個々の介護事業所等の経営努力に任されているところから、勤務環境

改善や処遇改善は一朝一夕には進まぬ実情があることは認められます。

やはり国や自治体の責任で、2015年の介護報酬改定や介護職員処遇改善加算を強化したように、介護現場や介護施設経営に届く、この未来に迫った課題の波を防ぎ、解決していただく行政策を講じていただけますよう、陳情第13号の趣旨に賛成の意見といたします。

○委員【小山博正議員】 それでは、「陳情第13号、介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現について国への意見書提出を求める陳情」について意見を述べさせていただきます。

厚生労働省は、我が国が超高齢化社会を迎えるに当たり、2025年には37.7万人の介護従事者が必要と推定しています。しかし、厳しい労働や低い賃金水準などの理由により、介護従事者の離職率は依然高い状況にあるため、介護従事者の育成や労働環境、賃金の改善により離職率引き下げや人材確保は喫緊の課題であると考えられます。

また、国においては、介護従事者確保などのために、介護報酬の改定による介護職員の処遇改善加算の拡充が実施されると同時に、介護福祉機器の導入や介護ロボット開発の支援を図るなど、多様な人材の参入促進、資質の向上、環境の改善に取り組んでいるようですが、介護従事者の労働環境が大きく改善されるにはいまだ至っておりません。

特に、先ほども述べた介護従事者の低い賃金水準については、私の耳にも、「このままでは結婚もできないから転職する」というような声まで聞こえてくるほどの状況であり、十分な介護従事者を確保するためにも、改善しなくてはならない喫緊の課題であると考えます。

こうした理由から、「陳情第13号、介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現について国への意見書提出を求める陳情」については採択すべきと考えます。

以上です。

○委員【萩原鉄也議員】 それでは、陳情第13号について意見を述べさせていただきます。

かつての日本では、介護は家庭の問題というのが常識とされてきました。しかし、近年、平均寿命が延びたことで、寝たきりの老人の方や認知症を患う高齢者が増加し、それに伴って家族の負担も増大してきました。特に女性の負担が大きくなり、家族だけで介護をすることが難しい時代となっています。

厚労省が発表した需給推計によると、2025年には介護職員が約253万人必要になるとされています。それに対し、供給の見込みは215万人。陳情趣旨のとおり、およそ37.7万人の介護職員が不足する見込みとなっています。団塊の世代が75歳以上になるこの年には、要介護者も確実に増加します。介護保険制度が施行された2000年以降、介護職員の数は実は年々増加してきました。当初は55万人しかいなかった介護従事者は、2013年には171万人と、およそ3倍までにふえました。しかし、離職する方が多いので、まだまだ足りませ

ん。2025年までに必要な介護職員を満たすためには、あと82万人ふやす必要があると計算されています。

介護職員が不足している理由の一つに、定着率の悪さがあります。労働に見合わない低賃金、人間関係でもめる職場環境などを理由に介護職をやめてしまう人は後を絶ちません。全産業の勤続年数は平均約12年であるのに対し、福祉施設介護職員は平均で7年、ホームヘルパーは5年と短くなっています。データはこうですが、恐らくもっと短いかなと感じます。

また、人手不足の現状や低賃金、重労働といったネガティブなイメージの蔓延によって若者の介護離れが進んでいます。結果、どこの事業所も新卒者の採用が難しくなっている現状です。今後景気が回復したら、今いる介護職員でさえ、より高給を得られる他の産業に流れていってしまうという意見もあります。

直近、平成27年度の「介護労働実態調査」によれば、介護職の労働条件の不満に、人手が足りないと答える人の割合が平成26年の48.3%から50.2%とふえています。仕事の割に賃金が安い、有給休暇がとりにくい等で人材不足に関する不満が圧倒的に多いことがうかがえます。

厚生労働省は介護人材の確保のため、平成27年度補正予算案、平成28年度当初予算案で、離職した介護人材の呼び戻し、新規参入促進、離職防止・定着促進の3つの柱で対策を打ち出しています。現在の職場環境の整備や、資格を持っていながら介護や福祉の仕事をしていない人、離職してしまった人に対して再就職支援研修を設けるなどの取り組みもしています。

しかし、介護人材が不足している現状は実際打開できずにいます。介護人材の確保、離職防止の実質的な対策、安心安全な介護体制の確立など、介護環境改善、介護体制のさらなる充実が求められていると思います。

以上の理由により、本陳情は採択すべきであると考えます。

○委員【土山由美子議員】 「陳情第13号、介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現について国への意見書提出を求める陳情」について意見を述べさせていただきます。

介護職員の現状としては、就業形態が非正規職員に大きく依存していること、年齢構成では、施設職員においては30歳から49歳が主流であり、訪問介護員では60歳以上が約3割とのことです。男女別では、施設等、訪問介護員、いずれも女性の比率が高い傾向です。また、介護職の中核を担うことが期待される介護福祉士については、登録者に対して従事する者は6割程度にとどまっているとのことです。賃金では、産業系に比べて低い傾向であり、勤続年数も短く、離職率も高い傾向です。

賃金の低さのことですが、介護職では全産業との比較では月額8万円の差があり、2015年4月の介護報酬改定で介護職員処遇改善加算が強化されましたが、基本報酬4.48%の引き下げもあり、事業所倒産が過去最高となりました。これらのことから、やりがいや意義のある仕事ではあるものの、客観的に見ると、離職者も多く、展望を持つことができないとの印象です。2025年には253

万人の介護人材が必要とされていますが、37万7000人の不足が見込まれるなど深刻な状況にあり、労働環境に加えて賃金と福利厚生改善が必要です。特に、陳情項目の1と2にある「処遇改善を図ること」と「介護保険施設の夜間の人員配置の改善」は早急な実施が求められます。陳情には賛成いたします。

○委員長【館大樹議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採決に賛成でない方は不採決とみなします。本件を採決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【館大樹議員】 挙手多数。よって、本件は採決することに決定いたしました。

議 題 陳情第14号 「若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を
求める意見書」の提出を求める陳情

結 果 不採択

○委員長【館大樹議員】 次に「陳情第14号、『若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書』の提出を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【八島満雄議員】 それでは、「陳情第14号、『若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書』の提出を求める陳情」につきまして意見を述べます。

そもそも日本の年金制度は皆年金制度とも言われ、現役世代が払った保険料に国庫補助及び積立金の運用で高齢者に給付する世代間の支え合いの仕組みでもあります。それが少子高齢化の時代を迎え、保険料納付額の低下に伴い、高齢者の人口増加もあり、世代間の支え合いの構図が崩れる状況が予測されてきました。

そこで、厚生労働省は平成16年度に、マクロ経済スライドの導入で乗り越えようとしたこの制度の維持継続の苦肉の策でもありますけれども、しかしながら、65歳からの年金給与は、高齢者の生活費の7割を占めると言われます。重要な生活資金でもあります。現在の賦課方式より本人の積み立て方式がよいという説もありますが、皆が皆、老後のために資金を積み立てられるような安定した健康や収入が保障されればよいのですが、容易なことではないことは承知されていると思います。また、この賦課方式は、厚生年金加入者も同時に国民年金加入者であり、将来障害を負っても障害年金が加算される仕組みは、家族にとっても老後にとっても重要な補償と言えます。

このマクロ経済スライドは、純粋にそれなりの効果がありましたが、少子高齢化の進展の速さから、マクロ経済スライドの最も拡大した、物価上昇と賃金上昇の低いほうにスライドし、さらに0.9%の調整額をマイナスし、さらに今年度は現役世代と高齢者及び少子化拡大の大きさから、将来の給付堅持のために特別加算として0.5%調整額をマイナスしてしまうようなおそれがあることで、今回の陳情が出たと理解しています。

確かに、このような年金制度は年金額の実質低下となるもので、年金生活者の生活を不安にするかもしれません。しかし、誰もが国民年金、あるいは厚生年金や共済年金が給付できる環境を整えるのは国政の責任でもあり、この仕組みの継続を強く願います。

この制度の維持のためにも、日本経済の進展と向上発展は現安倍内閣の使命でもあり、最低賃金保障や働き方改革で、国民総ぐるみで商業、工業あるいは産業等での好ましい経済循環が望ましく、経済の好循環には時間がかかりますけれども、よろしくお願ひしたいと思っています。

給付の状況改善策が国民の生活を脅かすならば、これは国の責任として明確に打開策を打たなければならないことで、現在の給料は今までの生活との比較での落ち込みであり、世代間の支え合いの仕組みから外れてきているわけではないことは証明されています。短期間の実情から、単なる要求のみのこの陳情に終わることなく、労働環境、日本経済の仕組みそのものの理解と改革からスタートしなければ他力本願要素も高く、一般国民の賛成意見を得られないと思われま

す。以上から、年金生活者の目線だけでなく、多くの現役世代の負担感の減少も踏まえ、今後の日本経済の歩みを静観する立場から、陳情第14号に反対の意見といたします。

以上です。

○委員【田中志摩子議員】 「陳情第14号、『若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書』の提出を求める陳情」について意見を述べさせていただきます。

現在、日本では、いまだかつてない少子高齢化社会を迎え、それに伴い年金受給者世代がふえ、現役世代が減少するという時代になりました。1960年時は、15歳から64歳の現役世代で65歳以上の高齢者1人を11人で支えることができましたが、2020年には2人で1人を支えなければならない時代となります。

そこで、年金財政のバランスを図るため、一定の期間、年金額改定の際、物価や賃金の変動によるスライド率から、現役の公的年金被保険者の減少や平均寿命の延びを控除して、物価スライド率等を調整する仕組みを平成16年度から導入したのがマクロ経済スライドです。今後、2025年をピークに超高齢化社会を迎え、現役世代の人口が減り、保険料収入も減る状態が続くと収支バランスがとれなくなり、何らかの調整をしなければ年金制度自体が維持できなくなってしまいます。

現在、支え手である若い世代の収入が伸び悩む中、現役世代が納める保険料は毎年上がっています。そのためには、それに応じた年金額にしなければ、若い世代の理解が得られなくなるばかりではなく、長期的な安定性が保てなくなり、老後の生活だけではなく、現役世代が障害者となったときに制度がなければ支えることもできなくなってしまいます。

そのために、今回、マクロ経済スライドの発動ルールを見直し、2021年度より賃金に合わせて支給額を改定することになりました。物価が上がっても賃金が下がった場合は、賃金に合わせて受給額が下がるというものです。そして、低年金・低所得者には2019年10月より、最大月5000円の福祉的な配慮がなされます。今回の陳情にある年金を毎年引き下げるマクロ経済スライドを廃止することについては、物価が下がっても年金受給額が下がり過ぎないように調整するためのマクロ経済スライドであり、年金の積立金の運用については、将来世代の給付水準を給料の半分を確保するために単一の国債だけではなく、複数の資産を適切に組み合わせたいほうが安全であるとの国の改定を注視していきたいと思

いますが、年金の隔月支給を毎月支給に改めることや、年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないことなどについては、毎月の生活費の確保の上では同調するものであります。そうした意味において、「陳情第14号、『若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書』の提出を求める陳情」に採択いたします。

○委員【小山博正議員】 それでは、「陳情第14号、『若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書』の提出を求める陳情」について意見を述べさせていただきます。

この陳情の件名にも記載されている「若者も高齢者も安心できる年金制度の実現」については賛同するものであり、私の両親も年金生活者であるため、陳情者の方々や年金収入で生活されている方々の心情については理解するところです。また、現行の年金制度に対しては、多くの若者がその将来に不安を抱いているということも事実であると考えます。

現在、年金支給額の上昇を抑えるマクロ経済スライドの仕組みを強化する公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案、いわゆる国民年金法改正案が臨時国会において審議されていますが、議論の前提となる数値が十分に提示されていなかったことなどもあり、野党からは強い批判が出ています。

年金支給額の上昇を抑えるマクロ経済スライドの仕組みを強化する取り組みについては私も慎重に審議すべきであると考えますが、マクロ経済スライドについては、現行の年金制度を維持していくために必要であると考えます。それゆえ、本陳情の趣旨は理解するものの、陳情項目の一つとして記載されているマクロ経済スライドそのものの廃止については現時点では賛同できません。

こうした理由から、「陳情第14号、『若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書』の提出を求める陳情」については不採択とすべきと考えます。

以上です。

○委員【川添康大議員】 それでは、陳情第14号について賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

近年、国は社会保障費を削減する一方で、国民には消費税の増税、物価上昇、住民税、医療、介護保険料などの負担増、給付減が続いています。大型公共事業は、幾ら事業費が膨らんでも莫大な予算は使う一方、社会保障となれば、予算がないと削減を進める。これは、国民の生活や命をもカットすることにつながります。

さらに、現在国会で審議されている年金についての法案も、現行の年金制度は物価や賃金が上がれば基本的には給付額を上げる仕組みです。ところが、賃金が下がれば物価が上がっても年金も下げる、両方下がれば低いほうに合わせると。なおかつ、マクロ経済スライドも適用させる。年金カット法案そのものです。高齢者世帯の1割近くが生活保護に頼らざるを得ない状況である中、ますますひど

くするものです。

世代間の公平や将来世代の給付底上げをいかに行うかということも言われますが、高齢者世代の生活が苦しくなれば、親の生活費は現役世代にかかってきます。年金は地域経済を支えており、そこを下げれば日本の経済もますます悪化するのではないのでしょうか。現在でも生活が苦しくなる中、下がった年金は結局、現役世代にも引き継がれることとなります。これが果たして将来世代のためと言えるのでしょうか。

年金が地域経済にとっても重要な位置を占めていることは、現行制度の物価スライドが購買力を維持するためのものだとして、昨年国会でも、塩崎厚生労働大臣が認めているとおりです。安倍政権は、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の株式運用比率を倍増させ、年金積立金の運用を株価つり上げの道具に使用しました。損失が出れば、ツケは国民に押しつけられます。変動の激しい株式市場に大量の年金資金を投入し、既に10兆円を超える運用損が出ています。こうしたことを棚に上げ、さらに年金の削減を求めることは筋が通りません。こうした危うい投機的運用からも手を引くべきです。

年少人口や生産年齢人口の減少も、これまでの国の政策が引き起こしたことも要因としてあり、効果的な政策や制度も示さないまま、そのツケを国民に押しつけることは許されるものではありません。高齢者にとって安心できる年金制度は、若者にとっても将来暮らしを保障するものとなります。

以上の理由から、本陳情は採択すべきと考えます。

○委員【萩原鉄也議員】 それでは、陳情第14号について意見を述べます。

高齢者の年金は、現役世代が納めるお金が給付されている賦課方式がとられています。現状は、生産年齢人口3人で1人の高齢者を扶養している計算となります。2020年ごろには2人で1人の高齢者を扶養しないといけなくなると予測されています。

ちなみに、1950年には12人で1人の高齢者を支えればよかったんですが、1980年には7人で1人、2000年には4人で1人となりました。単純に見れば、1950年当時の3倍以上の負荷が今の現役世代にかかっていることとなります。

年金は、保険料を支払っている労働者の減少と受給する高齢者の増加のために、毎年赤字が膨らんでいます。100兆円もの年金原資を切り崩しながら運営されているのが現状で、2030年代には年金原資が枯渇して、高齢者に年金が支払われなくなる可能性もあると指摘する方もいます。年金原資が枯渇する前に解決しなければなりません。そうでないと、制度が破綻してしまいます。

これらを前提として、年金制度を継続的で安心できるものとするための仕組みが導入されました。具体的には、保険料水準を固定し、マクロで見た給付と負担の変動に応じて給付水準を自動的に調整する仕組み（マクロ経済スライド）です。これにより、少子高齢化が進行しても、現役世代の負担が過大になることを防いでいます。

また、年金に関する世代間の給付と負担の割合が全く違うことも問題になると思います。高齢者になると、年金保険料の支払いに比べて、はるかに給付の割合が高い。その一方で、若者の場合は、年金保険料に対して、年金として受け取る額が少ない可能性があります。この問題に関連しているかわかりませんが、特に、若者世代の納付率が低いようです。現在、国民年金の納付率が約60%で、40%の人は国民年金を支払っていない状態だと言われています。

さらに、ことしの7月、日経新聞に、「年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は公的年金の2015年度の運用実績が5兆3098億円の赤字になったと発表されました。円高や株安が響いて、国内株式などの評価損が膨らんだ結果、5年ぶりに運用資産額が減少しました」と掲載されました。

このGPIFが運用している資産の2015年度運用利回りがマイナス3.81%で、金額にして5.3兆円を超える赤字になったというニュースです。しかし、市場での運用ですから、プラスのときもあればマイナスのときもあります。平成27年度はマイナスですが、平成26年度は15.3兆円、平成25年度も10.2兆円のプラスでした。ちなみに、平成28年もプラスになっています。もちろん運用するわけですから、赤字にならない運用が理想的になってきます。ただ、4割の方が未納になっている、こういった状態を改善したり、今の受給者だけじゃなく、将来にわたる設計から、若者に年金が行き渡るようにすること、現役世代の負担感も考慮して、何よりも継続する仕組み、それを大前提として考える必要があると思います。陳情趣旨はある程度理解しますが、できることがほかにあるように感じます。

以上の理由により、本陳情は不採択とすべきと考えます。

○委員【土山由美子議員】 「陳情第14号、『若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書』の提出を求める陳情」について意見を述べます。

厚生労働省は、平成27年度の年金額について、平成26年度と比べて0.9%増額し、また、年金財政の持続性を高め、年金額の伸びを物価や賃金上昇よりも低く抑えるマクロ経済スライドを実施し、伸び率を抑制しました。好ましいとは言いませんが、少子高齢化が急速に進む中、保険料を納める現役世代は年金の支払い期間がふえても、将来受け取る年金水準が大幅に下がることが見込まれる厳しい見通しです。現在の年金受給者に負担を求めることには抵抗がありますが、不安定な雇用形態で働く現役世代も多く、負担抑制を図ることも求められます。

陳情理由の安定、安心できる年金制度の確立のために、正規労働への改善や最低賃金の引き上げは必要な方向性であると考えます。また、平成27年度の年金積立金の運用損益が巨額の赤字となりました。年金積立金は国民共有の財産であり、リスクのある運用を避け、安定的な維持を図ることは当然のことです。また、陳情項目1の年金の隔月支給ではなく、毎月支給に改めることも当事者に添うことであると理解いたします。

しかし、陳情項目3にある全額国庫負担の最低保障年金制度実現については、

高所得者に対しては不必要と考えます。しかし、高所得者については、全体的な議論や合意に向けた調整がまだまだ必要な段階であります。

以上のことから、現在の高齢者の年金が減額されることは不本意ではありますが、本陳情は不採択とします。

○委員長【館大樹議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手少数]

○委員長【館大樹議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第15号 人間らしい生活の保障を求める意見書の採択を
求める陳情

結 果 不採択

○委員長【館大樹議員】 次に「陳情第15号、人間らしい生活の保障を求める意見書の採択を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【田中志摩子議員】 それでは、「陳情第15号、人間らしい生活の保障を求める意見書の採択を求める陳情」について、私の意見を述べさせていただきます。

生活保護制度は、憲法第25条、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利のもと、治療困難な疾病にかかったり、何らかの事情で経済的困窮に陥ってしまったときに最後まで人間らしく生きる個の尊厳を守るために定められています。そもそも福祉とは、人と人が人間としての尊厳を支え合い、守り合う営みであり、人々のきずなこそが福祉社会の根幹であると思います。現代社会は少子高齢化、人口減少、単身世帯の急増等で地域のつながりを弱体化させ、孤立化させている傾向があります。しかし、こうした中であって、地域で暮らす一人一人に光を当て、きめ細やかな福祉を展開していくために支え合うのが互助であり、今後そのネットワークで地域包括ケアシステムを形成させ、地域住民の暮らしとコミュニティを守ることで、高齢者も、障害者も、病気の人も、皆地域で人間らしく生きる社会を築くときが来ているのだと思います。

そんな中、厚生労働省は5年に1度実施される全国消費実態調査のデータ等を使い、生活扶助の保護基準を評価検証したところ、生活保護費のうち日常生活費に相当する生活扶助費と一般所得世帯の消費支出を比較し、生活保護受給の高齢世帯では低所得世帯の生活水準を下回り、子どもがいる多人数世帯ほど生活保護が上回る傾向がわかりました。この逆転現象を解消するため生活扶助基準の適正化を行い、3年間全国ベースで平均6.5%の削減を見込み、激変緩和措置として平成24年度の基準額と見直し後の基準額の改定幅が3年間で10%以内となるよう上限を設定し、段階的に減額するよう各年度は改定幅の3分の1に当たる見直しとしました。また、消費税が5%から8%に引き上げられた平成26年4月には生活保護費が2.9%引き上げられています。

陳情者は一時扶助の項目にテレビの設置を入れることを要望されておられますが、テレビの保有は認められており、夏季、年末の福祉手当を国の制度として創設を求めています。夏季についての加算はありませんが、11月から3月までは暖房費として冬季加算が支給されています。母子加算については、平成21年3月廃止となりましたが、平成21年12月に復活しています。

また、今後大事なことは、生活保護に至る前の相談支援体制や就労支援の充実

であり、生活困窮者自立支援制度の着実な実施や障害者総合支援法による制度の谷間のない支援を提供する新たな障害保健福祉施策も始まり、これからの制度できめ細やかな支援を強化することとしていますので、今後も国の動向を注視してまいりたいと思い、本陳情には不採択とさせていただきます。

○委員【川添康大議員】 それでは、陳情第15号について賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

生活保護制度は憲法第25条に定められた健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度です。しかし、現状では健康で文化的な最低限度の生活どころか、非常に厳しい生活を強いられているのが現実ではないでしょうか。親戚の冠婚葬祭を諦めたり、食事の回数を減らしたり、電気代を抑えるために真夏でもエアコンをつけないなど当たり前の生活ができていないのが実態です。総務省の統計でもテレビや洗濯機も日本では97%以上の世帯が保有しているものであり、一時扶助の対象となっていないことは制度が現状に照らし、おくらせていると言わざるを得ません。そうした中で、2013年から2015年にかけて生活保護基準が引き下げられ、さらに生活が厳しくなっています。

財務省はことし10月末の財政制度等審議会にひとり親の生活保護世帯が対象の母子加算について、就労に向かうインセンティブがそがれているなどと指摘した資料を提出し、母子加算が就労を妨げているかのような主張をしています。子どもを抱え、働くことが困難な生活困窮のひとり親世帯にとって母子加算は暮らしの命綱です。財務省資料では母子加算受給世帯の親の就業率が低いことを問題視していますが、母子家庭の母親の多くはDV被害などで健康を崩し、働きたくても仕事につけないという事実が各種調査で示されています。そんな事情を考慮せずに母子加算が就業を妨げているかのように主張するのは乱暴な議論です。

また、生活保護費の引き下げは受給者だけの問題ではありません。例えば、市町村で実施されている低所得世帯向けの減免制度の多くは生活保護基準や、その1.何倍というように適用基準を定めています。生活保護基準が引き下げられれば、これらの減免制度の適用基準額も下がるため、今まで減免制度を利用できていた低所得世帯の中にはこれらの制度が使えなくなる世帯も出てきます。また、最低賃金の金額も生活保護にかかる諸政策との整合性を図るとされており、1カ月フルタイムで働いた場合に生活保護基準を上回るよう定められています。最低賃金額も生活保護基準と連動していますので、基準が引き下げられれば、最低賃金も引き下げられ、給与所得が減少するということになります。

以上の理由からも憲法第25条、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」ということに照らしても、本陳情には賛成の意見とします。

○委員【小山博正議員】 それでは、「陳情第15号、人間らしい生活の保障を求める意見書の採択を求める陳情」について、意見を述べさせていただきます。

厚生労働省が昨日12月7日に発表した情報によると、9月に生活保護を受け

た世帯は前月から266世帯ふえて163万6902世帯となり、2カ月連続で過去最多を更新しました。このように社会保障費の一部である生活保護費はふえ続けており、国や地方自治体の財政を圧迫しているのが現状です。

陳情の件名にもあり、陳情の趣旨であると考えられる人間らしい生活の保障や、現在国が進めており、陳情項目としても記載されている母子加算を初めとする加算や扶助費などの見直しについては私も慎重に検討すべきだと考えます。しかしながら、同じく陳情項目として記載されている国の制度として、夏季、年末の福祉手当の創設といったそれぞれの項目については、さきに述べた国や地方自治体の財政状況を鑑みると現時点でのこうした制度の導入については賛成しかねます。

こうした理由から、「陳情第15号、人間らしい生活の保障を求める意見書の採択を求める陳情」については、不採択とすべきと考えます。

以上です。

○委員【八島満雄議員】 「陳情第15号、人間らしい生活の保障を求める意見書の採択を求める陳情」について意見を述べます。この陳情の趣旨については、生活保護基準表に焦点を当てながら意見を述べさせていただきます。

生活保護法は、誰でも失業、病気、家族の別れ、不慮や予測不可能な災害の中で収入が減り、預金もなくなり、あすの生活すら立ちいかなくなる時に収入が足りなければ救済する仕組みと考えています。地域、自治体での給付の級地区分での違いはあれ、生活保護基準表の中に扶助の枠で、全国的に憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活が受けられる、誰もが利用できる制度であると思います。生活保護における扶助の種類は、生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭に分かれ、それぞれの基準に従って給付されております。

生活保護家庭の年次推移は年々上昇し、平成2年に101万世帯となり、平成25年に215万世帯と2倍増の勢いであります。その給付状況も3人家族世帯平均、地方郡部では13万3120円、母子世帯で16万6820円、年末一時加算、冬季・夏季、一時扶助、生業扶助、教育扶助等の加算を入れると最低限の保障はなされているものと理解しています。この陳情で言われるテレビなどの一時扶助は生活保障となれば必要のないものと考えます。また、夏季、年末の福祉手当については期末一時扶助費、冬季加算で重複しますので、現行のままでよろしいと判断しています。母子加算や扶助費の見直しについてはやむを得ない場合を除き、削減しないことを意見として述べますが、総じて現在の生活保護基準で満たされているものと考えますので、陳情第15号については反対の意見といたします。

○委員【萩原鉄也議員】 それでは、陳情第15号です。

生活保護の収入基準は国民に保障される最低限の生活水準として住民税の非課税限度額の設定や就学援助などの基準に使われています。さらに、住民税が非課税かどうかは、医療、介護、福祉、教育など多数の制度で低所得の線引きに使われています。陳情趣旨にあるように、2013年から2015年までの3年間で生活保護基準は引き下げられ、20年近く続くデフレ社会から消費物価、それか

ら扶助費の見直しがされました。

ある生活保護者の意見として、一番恐ろしかったのは受給額が多くて恵まれ過ぎていたので、抜け出せなくなるのではということでしたというのがあります。彼は物価の最も低い地域での単身者でした。例えば、水道光熱費として支給される額の実際は6割程度で済んでしまい、11月から3月までは暖房費として冬季加算が12月には年末加算が支給され、衣服や食料品費としても一定額が支給されます。主食や調味料、野菜、果物、さらに洗剤、散髪などを含めても足りなくなることはありません。冠婚葬祭などのつき合いで、特に葬式の香典などは、生活保護の受給は親族にも通知されるので、事情を説明することができて、また、受給者自身が葬式の費用を出す場合には通常とは別枠で支給されます。これは少しも不健康でも非文化的でも最低限度未満でもありません。3日に1度レストランで1000円のランチを食べてもまだ余ります。家賃は都道府県ごとに上限がありますが、一般に全額が支給されるので、自己負担はありません。医療費も自己負担はありませんと語っています。この方ですよ。また、最近の朝日新聞の記事では内容はわかりませんが、3人世帯で毎月29万円以上が支給された例もあります。実情に合わせた支給、支援が理想的で、本当に食べることに困っている世帯にはもちろん充実させるべきであると考えます。本当に困っている人は大変だと思ふし、その辺は理解するところです。

しかし、同時に、飲酒やパチンコに生活費を使う受給者の存在や上記のような感想を持った受給者もいるため、実際は本当に難しいと思いますが、実態に即した支援が必要であると考えます。

また、どのように使うか、実際の使い方も問題であると思います。現在、生活保護受給者は216万人で、年々増加しています。若くても何らかの原因で働くことができず、仕方なく生活保護を受給している方がほとんどであると思いますが、10年前と比較すると、特に稼働年齢層と考えられるその他の世帯の割合が大きく増加しています。陳情内容にあるように、テレビの設置を一時扶助の項目に入れる、生活保護基準を増加することなどが必要との意見がありますが、テレビが持てないわけではありませんし、ご存知のように生活保護費というのはみんなの税金で賄われています。個々に希望があって、その希望をかなえていけることが望ましいことなのかもしれませんが、一般世帯とのバランスを考えて、ナショナルミニマムとしての生活保護の性質を理解することが必要だと思ふます。

よって、本陳情は不採択とすべきと考えます。

以上です。

○委員【土山由美子議員】 「陳情第15号、人間らしい生活の保障を求める意見書の採択を求める陳情」について、意見を述べさせていただきます。

2013年から2015年にかけて、3度にわたり生活保護基準は平均6.5%、最高10%の切り下げが行われました。引き下げの前年の2012年、生活保護バッシングと呼ばれるような生活保護や受給者に対して攻撃的な報道が盛んに行われたことを記憶しています。不正受給が多いという印象がありますが、

不正受給の金額は生活保護費の全体の0.4%以下の推移であり、実際悪質な事例はごくわずかとのことです。むしろ国の最低保障である生活保護基準を引き下げることが憲法第25条で保障されている国民に対する生活保障責任を国が放棄し、切り捨てることであるとの指摘もあります。

昨今の異常気象による夏の暑さや熱中症については命にかかわることであり、エアコンの導入は健康を守る意味においても対応すべきことです。また、陳情項目1についてですが、今やテレビは保有していないことのほうが特殊であり、社会の一員として情報共有において文化的な面が著しく損なわれることとなります。特に就労に向けた可能性も損なわれることになるのでは、とマイナス要因について懸念を覚えます。さらに基準引き下げが子どもたちや障害者、弱者へ及ぼす影響については過少に考えるべきではありません。陳情に述べられている内容は国民の最低生活を保障する当然のものであり、採択されるべきであり、賛成といたします。

○委員長【館大樹議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手少数]

○委員長【館大樹議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

議 題 陳情第 19 号 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出
を求める陳情

結 果 採 択

○委員長【館大樹議員】 それでは、再開いたします。次に「陳情第 19 号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【小山博正議員】 それでは、「陳情第 19 号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」について意見を述べさせていただきます。

本陳情にあるように、神奈川県による生徒 1 人当たりの私立学校への経費補助は国の基準以下となる、全国でも最低水準の助成額となっているため、県に平成 29 年度予算において私学助成の拡充を求める意見書を提出してほしいという趣旨の陳情であります。

近隣の自治体と比較してみても、東京都や埼玉県においては私学助成を拡充していますが、本陳情にも記載されているように、私学助成は依然として全国でも最低水準の助成額のみであるため、神奈川県の私立高校の学費の平均は関東では最も高く、国内でも極めて高いという状況が改善されていません。それゆえ、県の私学助成については経済的な理由で子どもたちが学ぶ権利を奪われることのないよう最低でも国の基準を満たす水準までの拡充が必要であると考えます。

こうした理由から、「陳情第 19 号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」については採択すべきと考えます。

以上です。

○委員【田中志摩子議員】 それでは、「陳情第 19 号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」について意見を述べさせていただきます。

教育基本法第 6 条には、法律に定める学校は公の性質を持つとされており、国や地方公共団体のほか法律に定める法人のみがこれを設置できるとされていることから、国立学校、公立学校のほか、学校法人の認可を得た市立学校も公教育を行う学校であることは言うまでもなく、神奈川県内 109 万人の児童生徒のうち 25% に当たる 27 万人の児童生徒の教育を私立学校が担い、大きな役割を果たしています。

ヨーロッパでは、多くの国で教育の自由や学校選択権を公教育として保障するため、私学も主として公費を使って運営するのが当たり前になっていますが、日

本では確かに私学の高校生1人あたりに使われる公費は低い水準であり、学費の保護者負担が大変に大きなものとなっています。また、低所得者世帯ほど私立高校に入学する割合が高くなっており、高学費が原因で私立高校を断念せざるを得ないことから、中学校卒業生の全日制高校進学率が全国最下位水準が続いているという現状を鑑みると、神奈川県私学助成のさらなる拡大は必要と思います。

しかし、神奈川県においても平成26年度より国庫補助や県独自の学費補助金が拡大され、入学金の補助額も拡大されました。また、保護者に不測の事態が起こったときなどには返還不要の緊急支援補助金や学び直し支援金が拡充されています。そのほかにも返還不要の高校生奨学給付金や貸付制度も設けられ、徐々に拡大していることも事実であります。

こうした国や県の動向に注視してまいりたいと考え、今回の陳情第19号は不採択とさせていただきます。

○委員【八島満雄議員】 それでは、「陳情第19号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」について意見を述べさせていただきます。

私立学校とは、教育を受ける権利と教育における差別を禁止する国際規約に保護者の教育の選択権と私立学校を設置する権利が明文化されています。昭和30年代には教育審議会の答申で、私立学校の施設設備、教職員の身分待遇、生徒・学生の授業料の助成、卒業生の就職の問題などの改善も答申されておりました。答申を受けた当時の文部省は、私立学校の財政助成に前向きに施策を改善してきたことがありますが、いまだ不十分ながらも存在しております。

私立学校の存在と役割については、公立と違い、非常に自由な枠組みで子どもたちを育てることができ、その教育方針や基本理念に沿っての理想と考える人物像、子どもたちを育てることができることにあります。つまり、私学は方針が正しいということ、自信を持って子どもたちに教えられる説得力が必要となります。特徴ある教育を求める子どもたち、保護者の期待に応えるものであり、平等な教育を求める公立とは違うものであり、現在の神奈川県での私立学校の存在とさまざまな子どもたちがその校風により学び、育っていることは誰もが認めることであります。

また、私立学校は施設の維持拡充や耐震補強は保護者負担となる環境にあることから、その納付額も各校差があり、高額のため所得制限があるとはいえ、決して教育の水準を保ち、向上をめざす教育内容の質の維持は保護者の負担となり、その継続を保護者だけに強いるのは教育の機会均等や教育を受ける権利の理念に則さないと考えます。

そのような分析と評価の中で保護者への学費補助の所得制限を上げることや他自治体に見られる施設整備助成改善策をさらに設定して、県内の私学助成のさらなる充実を求め、私立学校無償への足踏みとはほど遠いながらも私学の自由性を尊重した神奈川県の一層の助成をお願いするものであります。

その点で、以上から陳情第19号に賛成の意見といたします。

○委員【川添康大議員】　それでは、陳情第19号について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本陳情は、昨年に引き続き出されておりますが、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、また、教育の機会均等を保障するものとして私学助成の拡充を求めるものです。

神奈川県は生徒1人当たりの経常費補助が国基準に届いておらず、私立高校、中学校、小学校、幼稚園と、全ての校種で全国最低水準の助成額であります。2015年に入学した私大生の仕送り額は過去最低を更新しており、東京私大教連は各家庭の学費等の負担は限界に来ていると指摘しています。食費の切り詰めや遠距離通学の増加、アルバイトで学業に支障が出ている実態も紹介されています。経済格差が広がり、貧困が深刻な状況となる中、生活保護世帯でも年間25万円もの自己負担が必要であり、支援金や補助金があっても、生徒や保護者にとっては重い負担です。

また、生活の苦しい世帯や低所得世帯から私立高校へ行く割合も高い状況となっており、私学助成の改善によって私学経営の安定化、保護者への負担を減らし、全ての子どもたちの学ぶ権利を保障し、教育の機会均等を実現するためにも私学助成の一層の充実を図ることを求め、本陳情は採択すべきと考えます。

○委員【萩原鉄也議員】　それでは、陳情第19号について意見を述べさせていただきます。

陳情趣旨にもあるように、神奈川県私立高等学校の平均学費は関東で最も高く、全国的にも極めて高い状況で、私立学校への生徒1人当たりの経常費補助は全国でも数少ない国基準以下であり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、全ての校種で、全国最下位水準の助成額となっております。また、首都直下型地震などの大地震の危険性が叫ばれる中、子どもたちに安全な学校生活を保障する校舎の耐震などを行う施設補助制度がありません。さらに生活保護世帯でも年間25万円の自己負担が残ります。

日本の教育への公的支出は経済協力開発機構加盟国でも最低で、家庭の事情が子どもたちに大きく影響し、学校生活まで響き、家庭の経済力による教育格差が生じています。

文部科学省が委託調査した全国学力調査の結果分析から、年収の多い家庭の子ほど成績がよい傾向にあることが確認されました。親の収入により子どもの学力に差が出るという現実も存在しますということです。個人的にはこのようなスキームに異論はあるんですが、親が低所得で、それが原因で学校を諦めて、そのため成長してから低所得の職業につくという貧困の連鎖ということも問題視されています。

また、陳情趣旨の内容にあります。近年、大阪府や京都府では低所得世帯の保護者負担が大きく軽減されて、東京都、埼玉県では学費補助の対象が施設整備費にまで拡大されました。資料の一言はがき集の伊勢原市の生徒の訴えに、日本は先進国の中で一番学費が高いです。先進国なのに、なぜ泣く泣く経済的に学校

をやめざるを得ないのか。経済的な心配が問題で進学できない。生活が苦しくて、学費のため学業に専念できない様子、教育費が家計を圧迫している切実な状況がうかがえます。

高額費と低助成金が原因で、私立高校を選択できず、神奈川県内の公立中学校卒業生の全日制高校進学率は90%付近で全国最下位水準です。全ての子どもたちの学ぶ権利を保障することが大変重要であると思います。

よって本陳情は採択すべきと考えます。

○委員【土山由美子議員】 「陳情第19号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」について、意見を述べさせていただきます。

神奈川県内の私立学校への生徒1人当たりの経常経費補助は国基準以下であり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、全ての校種で最下位水準の助成となっています。そのため、県内の私立高等学校の入学金を除く平均学費は約60万円とのことで、関東で最も高く、全国的にも極めて高い学費となっていることは陳情にあるとおり、憂慮すべきことです。また、生活保護世帯でも年間25万円の自己負担が必要であり、高等学校等就学支援金と神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金を合わせても、私学は生徒、保護者にとって重い負担となっています。それに対して、大阪府、京都府、埼玉県、東京都では学費補助を拡大して保護者負担を大きく軽減しています。さらに私立中学校にも補助をとという声も全国的に上がっているそうです。

日本は2015年のOECDの調査でも6年連続GDPに対する教育費の支出が最下位であったことから、陳情で述べられている内容が妥当な方向性であると言えます。ヨーロッパの国々の多くでは、教育費は無償か、あるいは少ない負担であるとのことです。教育費の負担軽減は、全ての子どもたちの学ぶ権利を保障し、教育格差を解消します。子どもたちにとって学ぶ可能性を拡大することは将来の担い手としての子どもたちにとっては当然のことです。

子どもたちの権利条約に基づいた観点からも私学助成の充実を求める本陳情に賛成いたします。

○委員長【舘大樹議員】 ほかに発言はありますか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【舘大樹議員】 挙手多数。よって、本件は採択することに決定いたしました。

議 題 陳情第20号 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

結 果 採 択

○委員長【館大樹議員】 次に「陳情第20号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【川添康大議員】 それでは、「陳情第20号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

これまで政府は長年私学助成の予算の圧縮を行ってきました。私学助成の経常経費補助の割合は、過去最高の1980年度は29%あったのに対し、2013年度は10.3%まで下がっています。1975年に制定された私立学校振興助成法附帯決議でも国の補助率を速やかに2分の1とすよう求めています。現在、10%にまで減った補助の割合を段階的に引き上げていくことで学費を下げていく展望も見えてくると考えます。

現在、私学の教育条件などの整備の多くは保護者の学費負担に任されています。学費補助制度についても自治体間格差が広がり、居住する場所によって大きな差が出ることは教育の機会均等、また、子どもの学ぶ権利を保障する観点からも問題があると考えます。また、国際的にも教育への公的支出が低過ぎるため、日本では世界でも異常な高学費や劣悪な教育研究条件を生んでいます。私学助成については、神奈川県のように国基準以下の自治体もあります。

今後、国の教育水準向上や、何よりも子どもたちの学ぶ権利、教育の機会均等を実現するためにも国が私学助成の一層の充実を図ることは当然であり、本陳情は採択すべきと考えます。

○委員【田中志摩子議員】 それでは、陳情第20号について反対の立場から意見を述べさせていただきます。

教育基本法第8条には、教育の機会均等を図るため、「国及び地方公共団体はその自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない」と、定められています。近年ますます国際化、高度情報化する社会の中で多様化する国民のニーズに応じた特色ある個性豊かな活動を展開し、各校創立者の教育への理念と教育方針があることから、生徒一人一人に合った教育、その特性を伸ばす教育として私学進学を選択される生徒も多くなっています。

陳情第19号にもありましたように、日本においては私学に対する公費助成が低い状況にありますが、少子高齢化社会となった現代において、未来を担う子どもたちへの支援に国も動き出しています。特に、家庭の経済事情による教育格差

をなくすためには、教育機会均等の確保、教育費負担の軽減は重要であり、今後、給付型奨学金の創設や無利子奨学金も成績にかかわらず必要とする全ての学生が受けられるよう準備をしていくとされています。また、幼児教育の段階的無償化や高校生等奨学給付金の拡充等の段階的推進により、学校の選択を保護者の経済的な理由から断念させてしまうことがないように、国の大綱をもとに各都道府県が支援計画をつくるという段階に入っています。

以上の理由から、今後の国の動向を注視してまいりたいと考え、「陳情第20号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」は不採択といたします。

○委員【八島満雄議員】 それでは、「陳情第20号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」について意見を述べます。

私立学校は、日本を支える子どもたちへの行き届いた教育の国の教育施策の補完として義務教育を終えるまでの子どもたちにとっては重要な、人間形成上大切な場となっていることは評価を受けておりますこと、誰もが認めることであります。

教育の公私間格差は広がれば広がるほど教育を受ける権利や教育の機会均等の理念から遠ざかる要因がたくさん認められます。例として、私立学校の学費で、年額初年度納付金が59万円にも及ぶとあります。そのほかに施設設備負担が保護者にこうむるならば、保護者の収入、健康に異常が発生すれば、子どもたちも通学を断念せざるを得ない環境にあると言えます。

日本を支える担い手の子ども育成には、国レベルで平均して全国津々浦々にまで行うことは公教育の場として保障され、私立学校もその役割で保障を受ける立場にあると考えます。昭和50年の私立学校振興助成法にも、学校教育法が定める教育施設等については国会議決、または地方議会の議決を経て助成を行うと定めてあります。国は2010年より高校の就学支援金制度の拡充がなされ、是正の拡充がされてきました。遅々としてではありますが、できるだけスピード感を持ってこの制度の拡大を図ることは、今日の経済状況を勘案すると教育の機会均等の公私間格差の是正は急ぎの要素を多く持っていると言えます。

さらに、私学は、保護者負担の割合を少なくする施設整備費、いわゆる学校納付金の経常費助成も強く求められる助成の施策でもあります。

以上から、公私間の学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するためにも、私学助成の一層の増額を要望する意見書提出の陳情第20号に賛成の立場といたします。

○委員【萩原鉄也議員】 陳情第20号について意見を述べます。

陳情趣旨にあるように、高校生の3割を超える生徒が私立高校に通っています。公立高校と私立高校に通う生徒の間では教育負担に大きな格差があり、低所得者世帯では教育費負担が依然として大きいという課題があります。2010年、全ての意思ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくり、高等学校における教育にかかる経済的負担の軽減を図る目的で就学支援金制度が導入されました。

さらに、2014年、生活保護世帯や住民税非課税世帯の高校生に対して返済不要の給付金を支給し、低所得世帯の学費を支援する奨学給付金制度がスタートしました。これにより、公私間格差が一定程度是正されました。しかし、私立高校の授業料は依然として生徒、保護者に高額な負担となっています。

幼児教育と大学教育において8割を実は私学が担っています。さらに実施しているのはあくまでも都道府県で、国の基準どおりでない場合もあり、自治体間格差が生じています。

平成26年、お茶の水女子大学の行った学力に影響を与える要因分析に関する調査研究というレポートがあるんですが、これは結構おもしろくて、このレポートは、親の職業、年収、学歴、居住地、子どもへの期待度、子どもへのかかわり方、子ども本人の性格、生活習慣、自助努力などと、あらゆる角度から学力との関係を分析したものなんですね。それによると、多分、塾なんかだと思うんですけども、学校外教育支出と学力の関係が非常に強くて、学校外教育支出が多い家庭ほど子どもの学力が高い。世帯収入が高くなるにつれて学校外教育支出も高くなる傾向がある。さらに、父親が常勤の子どもほど学力が相対的に高い。世帯収入が高いほど子どもの学力が高い。保護者の最終学歴が高いほど子どもの学力が高い。家庭の経済的背景が高いほど子どもの学力が高い。

しかし、学力は社会経済背景に規定されつつも、学習時間の多さが高いほど学力の獲得に対して独立した効果を持っている。確かに学習時間のみで家庭背景の不利を克服、逆転することは難しいかもしれないが、学習、努力することが高い学力の獲得につながるのではと結論づけています。言いたいことは、親の年収によって学力に差が出ていることは、研究結果から、あるいはいろいろな結果から明らかになっているようですが、努力することによって学力は向上するんですね。努力できる環境を全ての子どもにその機会を私立公立問わず与えることが大切であると考えております。

私立高校に通う生徒については、就学支援金の加算をこれまで以上に拡充するなど家庭の経済状況にかかわらず希望に合った進路選択ができるようにする必要があります。また、高校に限らず、未来を担う子どもたちのために教育予算を増額し、私立学校に通う生徒、保護者の学費負担を軽くして、私学教育本来のよさを一層発揮させる教育条件の維持と向上を図ることは大変重要であると思います。

よって、本陳情は採択するべきであると考えます。

以上です。

○委員【小山博正議員】 それでは、「陳情第20号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」について、意見を述べさせていただきます。

本陳情は私学助成の拡充により公立高校と私立高校の学費の格差改善を求める意見書を国に提出してほしいという趣旨の陳情であります。本陳情にもあるように、平成22年には民主党政権下において公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律が成立し、公立高校の授業料の無償化と私立高校などの生徒への高等学校等就学支援金が支給される制度が実施され

ました。さらに、平成26年には高校生等奨学給付金も実施され、公立高校と私立高校の学費の格差はある程度改善されたものの、公立高校と私立高校の学費の格差が依然大きいことに加え、小児医療費の助成制度などと同様に助成の自治体間格差が生じているため、本陳情にも記載されているように、国による高等学校等就学支援金制度の早期拡充が必要だと考えます。

経済協力開発機構（OECD）の調査結果によると、我が国が教育にかける公的支出の割合は、OECD加盟国の中でも最低レベルとなっています。教育にかける公的支出の割合が低いことと、高等教育機関の授業料が高いにもかかわらず、学生支援制度が不十分であることはOECDにも指摘されている我が国の大きな課題です。

公的な経済支援を充実させ、高等教育を受けられる人をふやすことは、現在、我が国で社会問題となっている貧困率の引き下げを初め、社会への利益還元や国家の発展という観点からも重要であると考えられます。

こうした理由から「陳情第20号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」については採択すべきと考えます。

以上です。

○委員【土山由美子議員】 「陳情第20号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」について意見を述べます。

陳情第19号と同様に、未来を担う子どもたちの学ぶ権利を広く手厚く保護すべきとの趣旨であると理解いたします。2010年度から実施され、2014年度に加算支給額と対象世帯を拡大した高等学校等就学支援金と2014年度から実施された高等学校等奨学給付金によって公立学校と私立学校の学費の格差が一定程度是正されたことは評価できることです。しかし、私立学校の学費は高等学校等就学支援金分を差し引いても全国平均で年額初年度納付金60万円、入学金を除いて44万円と高額な負担が残るとのことです。また、居住する場所によって学費負担による自治体間格差も存在しています。日本の教育予算はOECD諸国の比較においても平均以下であり、連続して最下位という状況です。日本社会の少子高齢化や人口減少、貧困の格差が拡大して、将来の日本社会に影響をもたらすなどの懸念があります。

未来を担う子どもたちへの教育への公的支出は、まさに将来への投資であり、国際間の比較においても国の姿勢、責任が問われることであり、教育格差は迅速に解消されるべきです。

陳情に賛成といたします。

○委員長【舘大樹議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【館大樹議員】 挙手多数。よって、本件は採択することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【館大樹議員】 ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして教育福祉常任委員会を閉会いたします。

午前 11 時 24 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成 28 年 12 月 8 日

教育福祉常任委員会
委員長 館 大樹